

## 第 2 回南相馬市議会定例会市長提出議案の要旨

平成 2 8 年 6 月 1 5 日 提出

件数 2 9 件

【内訳】議案 1 9 件（条例関係 7 件、補正予算関係 4 件、その他 8 件）  
 報告 1 0 件（継続費の通次繰越 5 件、予算繰越 4 件、専決処分の報告 1 件）

## 議案の要旨

## 条例関係

|                  |   |
|------------------|---|
| <b>議案第 8 3 号</b> | <b>南相馬市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について</b> |
|------------------|---|

## 【趣旨】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 9 条第 2 項の条例で定める事務を追加するため、必要な改正を行うもの。

## 【主な内容】

## 1 改正の概要

マイナンバーは、社会保障（介護保険、生活保護等）、税及び災害対策の 3 つの分野において番号法で定められた法定事務で利用することができる。

地方公共団体は、番号法第 9 条第 2 項の規定に基づき、法定事務に準じた事務のうち、条例で定める事務（独自利用事務）についてマイナンバーを利用することができることから、次の 3 4 事務を追加するため、必要な改正を行うものである。

なお、3 4 事務については、市民の負担軽減及び事務の効率化が図られるものであって、次の基準により選定したものである。

市民への金銭や物品等の支給や補助、貸付に関する事務であること。

個人情報保護委員会が情報連携の対象となる独自利用事務の事例と示した事務であること。

法定事務に関連が深い事務であること。

| NO | 個人番号の独自利用を予定する事務                                    | 利用する特定個人情報                          |
|----|---|-------------------------------------|
| 1  | 南相馬市重度心身障がい者医療費の助成に関する条例による重度心身障がい者に対する医療費の助成に関する事務 | 地方税関係情報、生活保護関係情報、障害者関係情報、医療保険給付関係情報 |
| 2  | 南相馬市在宅重度障がい者対策事業実施要綱による在宅重度障がい者に対する治療材料等の支給に関する事務   | 生活保護関係情報、障害者関係情報、障がい者日常生活用具給付等関係情報  |

|    |  |  |
|----|--|--|
| 3  | 南相馬市人工透析患者通院交通費補助事業実施要綱による障がい者の通院交通費の補助に関する事務  | 地方税関係情報、生活保護関係情報、障害者関係情報   |
| 4  | 南相馬市身体障がい者用自動車改造費補助金交付要綱による重度心身障がい者の自動車改造費の補助に関する事務                                      | 地方税関係情報、障害者関係情報  |
| 5  | 南相馬市重度身体障がい者タクシー運賃助成事業実施要綱による重度身体障がい者に対するタクシー運賃の助成に関する事務                                 | 障害者関係情報  |
| 6  | 南相馬市重度身体障がい者訪問入浴サービス事業実施要綱による重度身体障がい者訪問入浴サービス事業の実施に関する事務                                 | 地方税関係情報、生活保護関係情報、障害者関係情報   |
| 7  | 南相馬市障がい者等日常生活用具給付等事業実施要綱による障がい者等に対する日常生活用具の支給等に関する事務                                     | 地方税関係情報、生活保護関係情報、障害者関係情報   |
| 8  | 南相馬市障がい者等日中一時支援事業実施要綱による障がい者等日中一時支援事業の実施に関する事務   | 地方税関係情報、生活保護関係情報、障害者関係情報   |
| 9  | 南相馬市障がい者生活サポート事業実施要綱による障がい者生活サポート事業の実施に関する事務   | 地方税関係情報、生活保護関係情報、障害者関係情報   |
| 10 | 南相馬市障がい者等移動支援事業実施要綱による障がい者等移動支援事業の実施に関する事務   | 地方税関係情報、生活保護関係情報、障害者関係情報、自立支援給付関係情報、介護保険給付等関係情報  |
| 11 | 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について（厚生省社会局長通知）による行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護に関する事務 | 住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、障害者関係情報、自立支援給付関係情報、介護保険給付等関係情報、児童手当関係情報、児童扶養手当関係情報、医療保険給付関係情報、母子寡婦等給付金関係情報、特別児童扶養手当関係情報、障害児福祉手当等関係情報、養育医療給付等関係情報、小児慢性特定疾病医療費関係情報、療育給付関係情報、母子寡婦等資金貸付関係情報、特定医療費関係情報 |
| 12 | 南相馬市社会福祉法人等による介護保険サービスに係る利用者負担額軽減及び助成に関する要綱による介護サービス等利用者負担軽減に関する事務                       | 地方税関係情報、生活保護関係情報、介護保険給付関係情報、医療保険給付関係情報   |
| 13 | 南相馬市高齢者にやさしい住まいづくり助成事業実施要綱による高齢者の住宅改修資金の助成に関する事務   | 住民票関係情報、地方税関係情報  |

|    |   |   |
|----|---|---|
| 14 | 南相馬市高齢者日常生活用具給付等事業実施要綱による高齢者に対する日常生活用具の支給等に関する事務                            | 住民票関係情報、地方税関係情報   |
| 15 | 南相馬市介護保険の訪問介護等に係る低所得者等の利用者負担の軽減に関する要綱による低所得者等に対する介護サービス等利用者負担軽減に関する事務       | 自立支援給付関係情報、介護保険給付等関係情報  |
| 16 | 南相馬市マッサージ等施術費助成事業実施要綱による70才以上の者又は身体障がい者に対する施術費の助成に関する事務                     | 地方税関係情報、障害者関係情報   |
| 17 | 南相馬市紙おむつ・介護用品助成事業実施要綱による高齢者に対する紙おむつ及び介護用品の購入費用の助成に関する事務                     | 地方税関係情報、介護保険給付等関係情報   |
| 18 | 南相馬市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例によるひとり親家庭及び父母のない児童に対する医療費の助成に関する事務                    | 住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、重度心身障がい者医療費関係情報、子ども医療費関係情報、医療保険給付関係情報                |
| 19 | 南相馬市子ども医療費の助成に関する規則による子どもの医療費の助成に関する事務                                      | 住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、重度心身障がい者医療費関係情報、ひとり親家庭医療費関係情報、養育医療給付等関係情報、医療保険給付関係情報 |
| 20 | 南相馬市東日本大震災遺児等支援金支給条例による震災遺児等に対する支援金の支給に関する事務                                | 住民票関係情報   |
| 21 | 南相馬市東日本大震災遺児等進学支援助成金交付規則による震災遺児等に対する進学支援助成金の交付に関する事務                        | 住民票関係情報   |
| 22 | 南相馬市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱によるひとり親家庭の母又は父に対する受講終了時給付金及び合格時給付金の支給に関する事務 | 住民票関係情報、地方税関係情報、児童扶養手当関係情報  |
| 23 | 南相馬市ファミリーサポートセンター利用者費用助成金交付要綱によるひとり親家庭に対するファミリーサポートセンター利用者費用の助成に関する事務       | 住民票関係情報、地方税関係情報、児童扶養手当関係情報  |
| 24 | 南相馬市子育て短期支援事業実施要綱による児童を養育している保護者に対する子育て短期支援事業の実施に関する事務                      | 住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報  |
| 25 | 南相馬市母子栄養食品支給事務取扱要綱による母子栄養の支援を必要とする妊産婦及び乳児に対する栄養食                            | 住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報  |

|    |   |  |
|----|---|--|
|    | 品の支給に関する事務  |  |
| 26 | 南相馬市看護師等修学資金貸与条例による看護師等の養成施設に在学している者への修学に必要な資金の貸与に関する事務   | 住民票関係情報、地方税関係情報                                      |
| 27 | 南相馬市定住促進住宅条例による定住促進住宅及び共同施設の管理に関する事務  | 住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、障害者関係情報                     |
| 28 | 南相馬市東日本大震災による被災住宅再建支援事業補助金交付要綱による住宅の再建を行う者に対する補助金の交付に関する事務                                      | 住民票関係情報、地方税関係情報                                      |
| 29 | 南相馬市子育て世帯及び若年夫婦世帯定住促進事業奨励金交付要綱による子育て世帯及び若年夫婦世帯に対する奨励金の交付に関する事務                                  | 住民票関係情報、地方税関係情報                                      |
| 30 | 南相馬市育英資金貸付条例による育英資金の貸付けに関する事務   | 住民票関係情報、地方税関係情報                                      |
| 31 | 南相馬市大学一時金融資産利子補給要綱による利子補給金の交付に関する事務   | 住民票関係情報、地方税関係情報                                      |
| 32 | 南相馬市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱による就学困難な児童生徒の保護者に対する就学援助に関する事務  | 住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、障害者関係情報、児童扶養手当関係情報、年金給付関係情報 |
| 33 | 学校教育法第81条第2項に規定する特別支援学級に就学する児童若しくは生徒又は学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒の就学のため必要な経費の支弁に関する事務 | 住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報                             |
| 34 | 南相馬市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則による私立幼稚園就園奨励費補助金の交付に関する事務  | 地方税関係情報、生活保護関係情報                                     |

2 施行日 平成28年8月1日

|               |  |
|---------------|--|
| <b>議案第84号</b> | <b>南相馬市農家高齢者創作施設ことぶき荘設置及び管理に関する条例を廃止する条例制定について</b> |
|---------------|--|

**【趣旨】**

公の施設であることぶき荘を廃止するため、条例を廃止するものである。

**【主な内容】**

1 施設概要

・所在地 南相馬市鹿島区江垂字堂前43番地の1

- ・設置年月日 昭和53年3月29日
- ・面積 敷地面積 1,897㎡ 床面積253.86㎡
- ・用途等

| 用途    | 構造     | 床面積     |
|-------|--------|---------|
| 集会所   | 鉄骨造平屋建 | 222.3㎡  |
| 小屋    | 木造平屋建  | 24.0㎡   |
| 自転車置場 | 鉄骨造平屋建 | 7.56㎡   |
| 計     |        | 253.86㎡ |

## 2 廃止の理由

ことぶき荘を利用していた団体のうち、施設の設置目的である農家高齢者の創作活動及び地域文化の伝承活動を行う団体が、今年度から真野交流センターを利用することから、設置目的に合致した利用がなくなる。また、当該施設は建築から38年が経過し、老朽化により修繕に多額の費用が掛かる見込みであることから、条例を廃止するもの。

なお、施設の設置目的以外の使用として、特定非営利活動法人さぼーとセンターぴあ（自立研修所ビーンズ）が、障がい者の活動支援を行う目的で使用を行っており、引き続き当該施設の使用を希望していることから、財産の無償譲与（議案第94号関係）を行うもの。

## 3 施行日 平成28年7月1日

### 議案第85号 南相馬市被災地域農業復興総合支援事業に係る農業用施設等の無償貸付及び譲与に関する条例の一部を改正する条例制定について

#### 【趣旨】

東日本大震災により被災した農業用施設等の復興再生を図るため、必要な改正を行うもの。

#### 【主な内容】

##### 1 改正の概要

農業用施設等の無償貸付の要件については、東日本大震災復興交付金制度において地震と津波により自ら所有していた農業用施設及び農業用機械が流出又は損壊した農業者等としていたが、福島再生加速化交付金制度を活用することによって原子力災害により被災した農業用施設の整備及び農業用機械の導入に対する農業者等への支援も対象となることから、必要な改正を行うもの（第1条及び第3条関係）。

##### 2 施行日 公布の日

議案第 86 号

～

専決処分の報告及びその承認について

議案第 89 号

## 【趣旨】

地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり 4 件の条例を専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるもの。

**【専決第 10 号 南相馬市税条例等の一部を改正する条例制定について 平成 28 年 3 月 31 日専決】**

## 【趣旨】

## 専決処分の理由

地方税法の一部を改正する法律が平成 28 年 3 月 31 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されることに伴い、同日から一部改正法を適用させる必要があるため、市税条例等の一部を改正する条例を同年 3 月 31 日付けで専決処分したものの。

## 平成 28 年度地方税制改正の趣旨

平成 28 年度地方税制改正においては、現下の経済情勢等を踏まえ、経済の好循環を確実なものとする観点から成長志向の法人税改革等を行うとともに、消費税率引上げに伴う低所得者への配慮として消費税の軽減税率制度を導入。あわせて、少子化対策・教育再生や地方創生の推進等に取り組むとともに、グローバルなビジネスモデルに適合した国際課税ルールの再構築を行うための税制上の措置を講ずるほか、震災からの復興を支援するための税制上の措置等を講じたものである。

## 【主な内容】

## 改正の概要

## (1) 独立行政法人等の統廃合に伴う文言整理（第 56 条及び第 59 条関係）

独立行政法人の組織の統廃合等により、条文中の「独立行政法人労働者健康福祉機構」が「独立行政法人労働安全衛生総合研究所」との統合により「独立行政法人労働者健康安全機構」が設立されたことから必要な改正を行うもの。

## (2) 新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の改正（附則第 10 条の 2 関係）

熱損失防止改修が行われた住宅等の固定資産税の減額に係る申告書の記載事項に、当該改修工事の費用に充てるために国又は地方公共団体から交付を受けた補助金等を追加するもの。

- (3) たばこ税に関する経過措置の文言整理（平成27年条例 附則第4条関係）  
平成27年の市税条例の改正において規定した市たばこ税に関する経過措置の文言整理をするもの。

- (4) 施行日 平成28年4月1日

**【専決第11号 南相馬市復興産業集積区域における市税の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について 平成28年3月31日専決】**

**【趣旨】**

専決処分の理由

東日本大震災復興特別区域法第43条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令を改正する企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令等の一部を改正する省令が平成28年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、同日から一部改正の省令を適用させる必要があるため、市復興産業集積区域における市税の特例に関する条例の一部を改正する条例を同年3月31日付けで専決処分したものの。

**【主な内容】**

改正の概要

- (1) 適用期限の延長（第2条関係）

東日本大震災復興特別区域法第43条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置の適用期限が平成28年3月31日から平成29年3月31日（福島復興再生特別措置法第74条又は第75条の規定により読み替えて適用する場合にあっては平成33年3月31日）へ延長されたため、必要な改正を行うもの。

- (2) 施行日 平成28年4月1日

**【専決第12号 南相馬市企業立地促進区域及び避難解除区域等における市税の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について 平成28年3月31日専決】**

**【趣旨】**

専決処分の理由

福島復興再生特別措置法第26条及び第38条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令を改正する企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令等の一部を改正する省令が平成28年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、同日から一部改正の省令

を適用させる必要があるため、市企業立地促進区域及び避難解除区域等における市税の特例に関する条例の一部を改正する条例を同年3月31日付けで専決処分したものの。

### 【主な内容】

#### 改正の概要

#### (1) 適用期間の延長（第2条及び第3条関係）

福島復興再生特別措置法第26条及び第38条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置の適用期限が平成28年3月31日から平成33年3月31日へ延長されたため、必要な改正を行うもの。

#### (2) 施行日 平成28年4月1日

### 【専決第13号 南相馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について 平成28年3月31日専決】

### 【趣旨】

#### 専決処分の理由

地方税法の一部を改正する法律が平成28年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、同日から一部改正法を適用させる必要があるため、国民健康保険税条例の一部を改正する条例を同年3月31日付けで専決処分したものの。

### 【主な内容】

#### 改正の概要

#### (1) 課税限度額の引上げ（第2条関係）

基礎課税額に係る課税限度額を54万円（改正前52万円）に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を19万円（改正前17万円）に引き上げるもの。

| 区 分                  | 改正後  | 改正前  |
|----------------------|------|------|
| 基礎課税額に係る課税限度額        | 54万円 | 52万円 |
| 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額 | 19万円 | 17万円 |

#### (2) 低所得者に対する軽減措置の拡充（国民健康保険税の減額措置に係る軽減判定所得の算定方法の見直し（第21条関係））

##### 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の基準額の引き上げ

国民健康保険税の減額の基準について、5割減額の対象となる所得を算定する際、被保険者数（世帯内に特定同一世帯所属者がいる場合は、特定同一世帯所属者の数との合計額）に乗すべき金額を26.5万円（改正前26万円）に引き上げるもの。

## 特定同一世帯所属者

国民健康保険に加入したまま、75歳を迎えることにより後期高齢者医療制度へ移行した者

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| 基礎控除額 33万円 + $\frac{26万5千円}{(被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)}$ | 基礎控除額 33万円 + $\frac{26万円}{(被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)}$ |

2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の基準額の引き上げ

2割減額の対象となる所得を算定する際、被保険者の数に乗すべき金額を48万円(改正前47万円)に引き上げるもの。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| 基礎控除額 33万円 + $\frac{48万円}{(被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)}$ | 基礎控除額 33万円 + $\frac{47万円}{(被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)}$ |

(3) 施行日 平成28年4月1日

・適用区分

改正後の南相馬市国民健康保険税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

## 補正予算関係

議案第90号 平成28年度南相馬市一般会計補正予算について

議案第91号 平成28年度南相馬市国民健康保険特別会計補正予算について

議案第92号 平成28年度南相馬市工場用地等整備事業特別会計補正予算について

議案第93号 平成28年度南相馬市後期高齢者医療特別会計補正予算について

## その他

## 議案第94号 財産の無償譲渡について

## 【趣旨】

ことぶき荘を無償譲渡するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるもの。

## 【主な内容】

## 1 無償譲渡する建物の表示

所在地 南相馬市鹿島区江垂字堂前43番地の1

施設

| 用途    | 構造     | 床面積     | 評価額        |
|-------|--------|---------|------------|
| 集会所   | 鉄骨造平屋建 | 222.3㎡  | 3,471,947円 |
| 小屋    | 木造平屋建  | 24.0㎡   | 104,228円   |
| 自転車置場 | 鉄骨造平屋建 | 7.56㎡   | 0円         |
| 計     |        | 253.86㎡ | 3,576,175円 |

(敷地は民有地)

## 2 相手方

南相馬市原町区上渋佐字原田94番地の4

特定非営利活動法人 さぼーとセンターぴあ

代表理事 青田 由幸

## 3 無償譲渡の理由

相手方の事業所「障害者福祉サービス事業 就労継続支援B型 自立研修所ビーンズ」は、震災前、鹿島区内で小規模作業所を運営していたが、震災により活動拠点施設が半壊したため、ことぶき荘を利用している。

相手方からは、地域福祉の発展及び利用者が安心して通える居場所づくりのため、ことぶき荘の譲渡の申し出がされている。

ことぶき荘の土地は、民有地であり、土地賃貸借契約書において「市が施設の使用目的を廃止したときは、市が建設した建物を市負担で取り払い、土地所有者に返還すること」又は「市が建設した建物を第三者に譲渡することを土地所有者が承諾したときは、建物を取り払うことなく返還できる」とされている。

土地所有者からは、建物を譲渡する場合、現在施設を利用する相手方であれば建物の譲渡はやむを得ないとする申出書が提出されている。

これらのことに鑑み、公益性のある団体である相手方へことぶき荘を無償譲渡とするもの。

**議案第 95号 訴えの提起について****【趣旨】**

南相馬市原町区高倉字西原 179 番 1 と南相馬市原町区高倉字西原 179 番 2 との境界を確定するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決を求めるもの。

**【主な内容】**

事件名

境界確定請求事件

当事者

原告 南相馬市

被告

訴えの趣旨

- ・南相馬市原町区高倉字西原 179 番 1 山林 17,602 m<sup>2</sup>は被告所有
- ・南相馬市原町区高倉字西原 179 番 2 山林 412 m<sup>2</sup>は原告所有

上記の 2 つの土地は隣接している。

市は、高倉ダム用水路を管理するため、昭和 57 年福島県から南相馬市原町区高倉字西原 179 番 2 を譲り受けた。

公図記載によると、水路が被告所有の南相馬市原町区高倉字西原 179 番 1 の土地に入り込んでいる形となっている。

被告は、公図に記載された境界が正しい境界であるとして、原告の水路が被告所有地を無断で使用していると主張し、また、被告所有の木材を水路脇に残置するなどしており、原告として水路を管理することに支障が生じている。

これまで被告に協議の場を求めたが、協議に応じないことから、境界確定の請求を行うものである。

本件に関する取扱い

本件の訴訟は、弁護士に委任するもの。

|                             |
|-----------------------------|
| <b>議案第96号 工事請負契約の締結について</b> |
|-----------------------------|

## 【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるもの。

## 【主な内容】

|        |                                |
|--------|--------------------------------|
| 契約の目的  | 市営陣ヶ崎公園墓地整備事業公園整備工事            |
| 施工場所   | 南相馬市原町区上太田字陣ヶ崎地内               |
| 契約の相手方 | 南相馬市原町区橋本町一丁目59番地<br>滝建設工業株式会社 |
| 契約の金額  | 281,880,000円                   |
| 契約の方法  | 制限付き一般競争入札                     |
| 工期     | 契約締結日から平成29年3月17日まで            |

|                         |
|-------------------------|
| <b>議案第97号 財産の取得について</b> |
|-------------------------|

## 【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるもの。

## 【主な内容】

|            |                                  |
|------------|----------------------------------|
| 取得の目的      | 作業用重機（モーターグレーダー）購入               |
| 取得する動産及び数量 | コマツ製 モーターグレーダー GD675-6 1台        |
| 取得金額       | 29,700,000円                      |
| 取得の方法      | 随意契約による買入れ                       |
| 納期         | 契約締結日から平成28年8月31日まで              |
| 取得の相手方     | 南相馬市原町区日の出町41番地<br>コマツ福島株式会社原町支店 |

|                         |
|-------------------------|
| <b>議案第98号 財産の取得について</b> |
|-------------------------|

## 【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるもの。

## 【主な内容】

|            |                                |
|------------|--------------------------------|
| 取得の目的      | 南相馬市小中学校デジタル黒板等購入              |
| 取得する動産及び数量 | 電子黒板 外<br>(購入品明細は別紙1のとおり P20)  |
| 取得金額       | 73,322,712円                    |
| 取得の方法      | 指名競争入札による買入れ                   |
| 納期         | 契約締結日から平成28年8月24日まで            |
| 取得の相手方     | 南相馬市小高区南町一丁目41番地<br>株式会社サトウ教材社 |

|                         |
|-------------------------|
| <b>議案第99号 財産の取得について</b> |
|-------------------------|

## 【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるもの。

## 【主な内容】

|            |   |
|------------|---|
| 取得の目的      | 被災地域農業復興総合支援事業農業用機械購入                   |
| 取得する動産及び数量 | トラクターほか36件<br>(購入明細書は別紙2-1、2-2のとおり P21) |
| 取得金額       | 214,164,000円                            |
| 取得の方法      | 指名競争入札による買入れ                            |
| 納期         | 契約締結日から平成28年8月31日まで                     |
| 取得の相手方     | 南相馬市原町区高見町一丁目123番地の3<br>株式会社南東北クボタ原町営業所 |

|                            |
|----------------------------|
| <b>議案第 100 号 財産の処分について</b> |
|----------------------------|

## 【趣旨】

市有地を工場用地として処分するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるもの。

## 【主な内容】

|           | 所在地                                 | 地目  | 面積 (㎡)    |
|-----------|-------------------------------------|-----|-----------|
| 処分する土地の表示 | 南相馬市原町区雫字蛭沢 1<br>75 番 3             | 雑種地 | 4,339.01  |
|           | 南相馬市原町区雫字蛭沢 1<br>75 番 17            | 雑種地 | 2,399.80  |
|           | 南相馬市原町区下太田字川<br>内迫 310 番 31         | 雑種地 | 3,674.69  |
|           | 南相馬市原町区下太田字川<br>内迫 310 番 32         | 雑種地 | 433.38    |
|           | 計                                   |     | 10,846.88 |
| 処分予定価格    | 100,333,640 円                       |     |           |
| 処分の相手方    | 東京都目黒区目黒本町六丁目 9 番 4 号<br>株式会社 井部製作所 |     |           |

|  |
|--|
| <b>議案第 101 号 相馬地方広域市町村圏組合規約の変更に関する協議について</b> |
|--|

## 【趣旨】

相馬地方広域市町村圏組合の事務所の位置を変更する規約の変更を行うため、地方自治法第 290 条の規定により、議会の議決を求めるもの。

## 【主な内容】

## 1 改正内容 (第 4 条関係)

| 改正後                      | 改正前                   |
|--------------------------|-----------------------|
| 福島県相馬市中村字北町 63 番<br>地の 3 | 福島県相馬市中村字大手先 13<br>番地 |

## 2 施行日

相馬地方広域市町村圏組合の規則で定める日

## 報告

**報告第2号 平成27年度南相馬市一般会計継続費の通次繰越しの報告について**

## 【趣旨】

地方自治法施行令第145条第1項の規定により、平成27年度南相馬市一般会計予算の継続費のうちから、平成28年度へ通次繰越しをしたので、同項の規定により報告するもの。

## 【主な内容】

繰越事業 植物工場整備事業ほか（全7事業）

繰越額 3,272,779,976円

**報告第3号 平成27年度南相馬市一般会計繰越明許費の繰越しの報告について**

## 【趣旨】

地方自治法施行令第146条第1項の規定により、平成27年度南相馬市一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を平成28年度へ繰り越しをしたので、同条第2項の規定により報告するもの。

## 【主な内容】

繰越事業 情報セキュリティ対策事業ほか（全39事業）

繰越額 5,424,880,000円

**報告第4号 平成27年度南相馬市一般会計事故繰越しの報告について**

## 【趣旨】

地方自治法施行令第150条第3項の規定により、平成27年度南相馬市一般会計予算のうちから平成28年度へ事故繰越しをしたので、同項の規定により報告するもの。

## 【主な内容】

繰越事業 林道維持管理事業ほか（全8事業）

繰越額 391,115,186円

|              |  |
|--------------|--|
| <b>報告第5号</b> | <b>平成27年度南相馬市工場用地等整備事業特別会計継続費の逓次繰越しの報告について</b> |
|--------------|--|

**【趣旨】**

地方自治法施行令第145条第1項の規定により、平成27年度南相馬市工場用地等整備事業特別会計予算の継続費のうちから、平成28年度へ逓次繰越しをしたので、同項の規定により報告するもの。

**【主な内容】**

繰越事業 渋佐・萱浜工業用地造成事業  
繰越額 16,150,670円

|              |   |
|--------------|---|
| <b>報告第6号</b> | <b>平成27年度南相馬市宅地造成事業特別会計継続費の逓次繰越しの報告について</b> |
|--------------|---|

**【趣旨】**

地方自治法施行令第145条第1項の規定により、平成27年度南相馬市宅地造成事業特別会計予算の継続費のうちから、平成28年度へ逓次繰越しをしたので、同項の規定により報告するもの。

**【主な内容】**

繰越事業 宅地造成事業  
繰越額 47,350,830円

|              |   |
|--------------|---|
| <b>報告第7号</b> | <b>平成27年度南相馬市亜炭鉱害復旧施設維持管理事業特別会計事故繰越しの報告について</b> |
|--------------|---|

**【趣旨】**

地方自治法施行令第150条第3項の規定により、平成27年度南相馬市亜炭鉱害復旧施設維持管理事業特別会計予算のうちから、平成28年度へ事故繰越しをしたので、同項の規定により報告するもの。

**【主な内容】**

繰越事業 水処理施設管理一般経費  
繰越額 9,821,520円

**報告第 8 号 平成 2 7 年度南相馬市水道事業会計予算繰越しの報告について****【趣旨】**

地方公営企業法第 2 6 条第 1 項の規定により、平成 2 7 年度南相馬市水道事業会計予算のうちから平成 2 8 年度へ繰り越しをしたので、同条第 3 項の規定により報告するもの。

**【主な内容】**

繰越事業 改良工事事業  
繰越額 17,885,000 円

**報告第 9 号 平成 2 7 年度南相馬市病院事業会計継続費の通次繰越しの報告について****【趣旨】**

地方公営企業法施行令第 1 8 条の 2 第 1 項の規定により、平成 2 7 年度南相馬市病院事業会計予算の継続費のうちから、平成 2 8 年度へ通次繰越しをしたので、同項の規定により報告するもの。

**【主な内容】**

繰越事業 脳卒中センター整備事業  
繰越額 955,207,000 円

**報告第 1 0 号 平成 2 7 年度南相馬市下水道事業会計継続費の通次繰越しの報告について****【趣旨】**

地方公営企業法施行令第 1 8 条の 2 第 1 項の規定により、平成 2 7 年度南相馬市下水道事業会計予算の継続費のうちから、平成 2 8 年度へ通次繰越しをしたので、同項の規定により報告するもの。

**【主な内容】**

繰越事業 公共下水道事業計画変更業務委託  
繰越額 15,000,000 円

|                       |
|-----------------------|
| 報告第 1 1 号 専決処分の報告について |
|-----------------------|

**【専決第 1 4 号 工事請負変更契約の締結について 平成 2 8 年 3 月 3 1 日専決】**

## 1 専決処分の理由

平成 2 7 年第 5 回南相馬市議会定例会で議決を経た工事請負契約について、契約内容の一部に変更が生じたため、平成 2 8 年 3 月 3 1 日付けで専決処分したものの。

## 2 変更契約の内容

|        |                                  |                         |
|--------|----------------------------------|-------------------------|
| 契約の目的  | 社会資本整備総合交付金事業（復興）河川改修（準用河川北原川）工事 |                         |
| 施工場所   | 南相馬市原町区萱浜字東蔵前地内外                 |                         |
| 契約の相手方 | 南相馬市原町区東町三丁目 4 1 番地<br>東北建設株式会社  |                         |
| 契約金額   | 変更前                              | 1 6 8 , 4 8 0 , 0 0 0 円 |
|        | 変更後                              | 1 6 7 , 5 3 5 , 0 0 0 円 |
|        | 減額する額                            | 9 4 5 , 0 0 0 円         |

## 主な変更内容

|     | 項目       | 内 容   |  |
|-----|----------|---|--|
| (1) | 運搬費の数量変更 | 工事中道路工に使用する敷鉄板について、後続の工事においても引続き使用するため、当初計上していた敷鉄板の撤去及び撤去後の運搬費用の減<br><div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <b>【変更前】</b><br/>           ・敷鉄板 設置・撤去<br/>           ・仮設材の運搬費及び積込み（敷鉄板）<br/>           往復分         </div> <div style="text-align: center;"> <b>【変更後】</b><br/>           設置<br/>           片道分         </div> </div> |  |

【専決第15号 損害賠償の額の決定及び和解について 平成28年6月9日専決】

1 損害を賠償し和解する相手方の住所及び氏名

2 損害賠償の額

120,300円

|   |                 |          |   |
|---|-----------------|----------|---|
| 〔 | うち保険等により補てんされる額 | 120,300円 | 〕 |
|   | 市が自ら負担する額       | 0円       |   |

3 損害賠償の理由及び和解の内容

平成28年4月15日午後2時40分頃、原町区錦町二丁目地内の駐車場において、公用車を駐車し、運転席側ドアを開けた際、ドアが強風にあおられ、公用車の右隣に停車していた相手方車両の右ドアに接触し、損傷させたもの。

損害賠償の額は上記のとおりとし、各当事者とも将来にわたり一切の異議申立て、請求、訴訟等を行わないことで和解する。

議案第98号 財産の取得について  
南相馬市小中学校デジタル黒板等購入明細書

| 品名                                     | 型式等         |              | 数量    |
|--|-------------|--------------|-------|
| 65V型電子黒板<br>(ハイスタンド)                   | パイオニアVC株式会社 | CBS LCV65H3  | 151   |
| HDMIケーブル3m                             | サンワサプライ株式会社 | KM HD20 30H  | 151   |
| Aタップ<br>4個口 5m                         | サンワサプライ株式会社 | TAP N3450MGN | 151   |
| エアステーション                               | 株式会社バッファロー  | UTX AG300/C  | 151   |
| DVI HDMI<br>変換コネクタ                     | サンワサプライ株式会社 | AD HD01      | 151   |
| 15.6型ノートパソコン                           | 日本電気株式会社    | PC VK20EANEN | 151   |
| OfficeProPlus 2016 JPN<br>OLP NL Acdmc | マイクロソフト     | 79P 05540    | 151   |
| セキュリティワイヤー                             | サンワサプライ株式会社 | SL 57        | 302   |
| パソコンラック                                | サンワサプライ株式会社 | PR 8         | 151   |
| モバイル型書画カメラ                             | 株式会社エルモ社    | M 1(WH)      | 151   |
| HDMIマイクロケーブル<br>2m                     | サンワサプライ株式会社 | KM HD23 20   | 151   |
| 合 計                                    |             |              | 1,812 |

議案第 99 号 財産の取得について  
被災地域農業復興総合支援事業農業用機械購入明細書総括

| 用途                         | 機種名                     | 件数 |
|----------------------------|-------------------------|----|
| 農用トラクター                    | トラクター                   | 2  |
| 耕うん用機械<br>(アタッチメント)        | ロータリー                   | 1  |
| 砕土整地用機械<br>(アタッチメント)       | スタブルカルチ、整地用機械関係         | 2  |
| 施肥・播種用機械、関連機器<br>(アタッチメント) | マニユアスプレッター              | 1  |
| 栽培管理用機械                    | 散水機                     | 1  |
| 防除用機械                      | 動力噴霧機                   | 3  |
| 米麦用収穫、乾燥機械・施設              | 自脱型コンバイン、普通型コンバイン、乾燥機関係 | 13 |
| 飼料生産用機械、施設<br>(アタッチメント)    | デッタレーキ、ハイベラー、ベールラッパー    | 3  |
| 運搬用機械<br>(アタッチメント等)        | フロントローダー、汎用トレーラー、運搬車    | 7  |
| その他<br>(芝草関連機械)            | 芝刈機、芝切機、集草機、コンベア        | 4  |
| 合 計                        |                         | 37 |

議案第 99 号 財産の取得について  
被災地域農業復興総合支援事業農業用機械購入明細書

| 機種名        | 型式等            |                                   | 件数 |
|------------|----------------|-----------------------------------|----|
| トラクター（車輪型） | 株式会社クボタ        | K L 3 1 R F M A N W F 7 C         | 1  |
| トラクター（車輪型） | 株式会社クボタ        | M R 9 7 Q M A X W U R 2           | 1  |
| ロータリー      | 小橋工業株式会社       | F T V 2 4 0 T - 4 L               | 1  |
| スタブルカルチ    | スガノ農機株式会社      | S C 8 P S L                       | 1  |
| 整地用機械関係    | 松山株式会社         | H R G 2 0 2 0 B K A               | 1  |
| マニュアルブレッダー | 株式会社 I H I スター | T M S 2 0 9 0 M                   | 1  |
| 散水機        | ミナト電気工業株式会社    | S E R 5 0                         | 1  |
| 動力噴霧機      | 株式会社クボタ        | K B S A - 6 5 0 C E               | 1  |
| 動力噴霧機      | 株式会社マルナカ       | G J 1 8 F W + G F T 5 0 1         | 1  |
| 動力噴霧機      | 株式会社やまびこ       | R V H C 6 5 0 W / 1 2 0 K         | 1  |
| 自脱型コンバイン   | 株式会社クボタ        | E R 6 1 2 0 S D 4 M S Q P F W - C | 4  |
| 自脱型コンバイン   | 株式会社クボタ        | E R 5 9 0 S D 4 M S Q P F W - C   | 3  |
| 自脱型コンバイン   | ヤンマー株式会社       | A G 6 1 0 0 R C X J P U           | 1  |
| 自脱型コンバイン   | ヤンマー株式会社       | A G 6 1 1 4 R C X J P U I         | 1  |
| 普通型コンバイン   | 株式会社クボタ        | E R H 4 5 0 - C G S               | 1  |
| 普通型コンバイン   | 株式会社クボタ        | W R H 1 0 0 0 C - 2 . 1           | 1  |
| 乾燥機関係      | 金子農機株式会社       | K W H 6 0 0 - X 5                 | 1  |
| 乾燥機関係      | 株式会社サタケ        | S D R 3 0 C P S                   | 1  |
| デットレーキ     | 株式会社 I H I スター | M G H - 3 1 0 0                   | 1  |
| ハイベラー      | 株式会社タカキタ       | V C 1 1 8 2 W X B                 | 1  |
| ペールラッパー    | 株式会社タカキタ       | W M 1 2 7 1 A                     | 1  |

| 機種名      | 型 式 等       |                       | 数量 |
|----------|-------------|-----------------------|----|
| フロントローダー | 株式会社クボタ     | S R L H 9 7 - P S L   | 1  |
| 汎用トレーラ   | 株式会社サンワ     | M H T - 5 5 0 0 T W G | 1  |
| 汎用トレーラ   | 株式会社IHIスター  | T M T 5 0 2 0 S       | 2  |
| 汎用トレーラ   | 株式会社IHIスター  | T M T 5 0 2 0 S A     | 2  |
| 運搬車      | 株式会社筑水キャニコム | E S 6 3 3 M           | 1  |
| 芝刈機      | 株式会社共栄社     | L M 1 8 5 B           | 1  |
| 芝切機      | 有限会社エムテック   | M S C - 5 0 0 A       | 1  |
| 集草機      | 初田拡徹機株式会社   | H M - 4 0 2           | 1  |
| コンベア     | 光洋機械産業株式会社  | K M C 1 - 3 8 N       | 1  |
| 合 計      |             |                       | 37 |